第

2592

뭉

REÂDAS U-ダアスクラブ 1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2004年)$ 平成 $_{16}$ 年 7月 30日 金曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 契約者貸付金がある場合の生命保険金

②:父は自らを被保険者とし、子である私を保険金受取人とする生命保険に加入し、保険料も父が全額負担していました。この度、この保険契約が満期となり 500万円が支払われることになりましたが、父はその保険会社から契約者貸付金として 200万円の借入をしていたため、その分を差し引いた 300万円が支払われました。この場合の課税関係について教えて下さい。

 \mathbf{A} : 300万円はあなたが贈与により取得したものとみなされ贈与税が、 200万円はお父さんの一時所得となり所得税が課されます。

【解説】

保険金受取人以外の者が保険料負担者である契約の保険金を受け取った場合、税務では、保険金受取人について、保険料負担者から保険金の贈与を受けたものとして贈与税が課されることとされています。

ところで、生命保険契約に係る保険契約者は、その解約返戻金の範囲内で保険会社から借入れを受けることができ、これを契約者貸付金といいますが、保険金受取人以外の者が保険契約者である場合、税務では、保険金受取人は、その契約者貸付金を控除した保険金を取得したものとし、その控除に係る契約者貸付金については、保険契約者が契約者貸付金相当分の保険金を取得したものとされます。

したがって、あなたには 300万円を贈与により取得したものとして贈与税が課され、お父さんには、 200万円の保険金を取得したものとして所得税 (一時所得) が課されます。







